

# 大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱

令和3年3月31日告示第42号

## (目的)

第1条 この告示は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定により行う市長による成年後見等の審判請求、審判請求費用の助成及び後見人等報酬の助成について必要な事項を定めることにより、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により判断能力が十分でない者がその尊厳を保持しながら地域において自立した日常生活を営むことができるよう、成年後見制度の利用を促進し、もって高齢者の権利擁護の推進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者等 老人福祉法第5条の4第1項が規定する65歳以上の者をいう。
- (2) 成年後見人等 成年後見人、保佐人又は補助人をいう。
- (3) 成年後見等開始の審判 民法（明治29年法律第89号）第7条の規定による後見開始の審判、同法第11条の規定による保佐開始の審判又は同法第15条第1項の規定による補助開始の審判をいう。
- (4) 後見人等報酬 成年後見人等の後見、保佐、補助に係る報酬をいう。
- (5) 報酬付与の審判 民法第862条、第876条の5第2項及び第876条の10第1項の規定による報酬付与の審判をいう。
- (6) 市長による審判請求 老人福祉法第32条の規定に基づく後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求をいう。
- (7) 審判請求費用の助成 市長による審判請求に要する費用について行う助成をいう。
- (8) 後見人等報酬の助成 後見人等報酬の支払に対する助成をいう。

## (審判請求の対象者)

第3条 市長は、本市に住所を有する者のうち成年後見等開始の審判を必要とする状態にあると認められる高齢者等であって、次の各号のいずれかに該当するものについて、市長による審判請求をすることができる。ただし、審判請求に係る審判の対象者（以下この条において「本人」という。）を保護する緊急の必要性が認め

られる場合において、各号の掲げる要件を確認する時間的余裕がないと認めると  
きは、この限りでない。

(1) 本人に4親等内の親族（「親族等」という。以下この条において同じ。）  
がいないとき又は親族等の所在が不明のとき。

(2) 虐待、放置、審判請求の拒否その他親族等による審判請求を期待できない  
事情が認められるとき。

2 市長は、前項の審判請求において、市長による審判請求を必要とする状態にある  
かどうか判断するに当たって、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力の程度
- (2) 親族等以外の者による本人保護の可能性
- (3) 行政機関等が行う他施策及び福祉サービスの活用による支援の可能性
- (4) その他市長が確認を必要とする事項

3 第1項の規定による要件の確認又は前項の規定による総合考慮をする時間的余  
裕がなく、かつ、本人の福祉の増進を図るために市長による審判請求をすべきこと  
が明らかに認められるときは、前2項の規定にかかわらず、市長は、市長による審  
判請求をすることができる。

(審判請求費用の助成)

第4条 市長は、市長による審判請求について、審判請求に要する費用を負担するも  
のとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者の資産の状況等を勘案し、市長による  
審判請求に要した費用の全部又は一部を対象者に負担させることが相当と判断し  
たときは、家事事件手続法（平成23年法律第52号）の定めるところにより、当  
該費用の返還を求めることができる。

(後見人等報酬の助成等)

第5条 市長は、報酬付与の審判が行われた場合において、成年後見、保佐又は補助  
に係る被後見人、被保佐人又は被補助人（以下この条において「本人」という。）  
が本市に住所を有する高齢者等であって、次の各号のいずれかに該当するもので  
あるときは、本人に対して後見人等報酬の助成を行うものとする。ただし、成年後  
見人等が本人の配偶者、直系親族又は兄弟姉妹であるときは、後見人等報酬の助成  
を行わない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護

者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付を受けている者

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市町村民税非課税であること。

イ 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が有する現金、預貯金、有価証券等の合計額(以下「資産合計額」という。)が、後見人等報酬の支払に要する費用に30万円を加えた額を下回ること。

ウ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

2 後見人等報酬の助成の対象となる期間は、報酬付与の審判により報酬付与がなされる期間(以下「報酬付与対象期間」という。)の末日から起算して1年前までの間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 後見人等報酬の助成の額は、報酬付与の審判により決定した報酬額に相当する額とする。ただし、第1項第3号に掲げる者に対する後見人等報酬の助成の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じた当該各号に掲げる額とする。

(1) 資産合計額が30万円未満の場合 報酬付与の審判により決定した報酬額に相当する額

(2) 資産合計額が30万円以上の場合 報酬付与の審判により決定した報酬額に相当する額に30万円を加えた額から資産合計額を減じて得た額

4 前項の規定にかかわらず、後見人等報酬の助成の額は、20,000円に報酬付与対象期間の月数を乗じて得た額を限度とする。

(助成の申請)

第6条 後見人等報酬の助成の申請をしようとする者は、大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業助成金(後見人等報酬)支給申請書(様式第1号)に、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、報酬付与の審判の確定日から起算して3月以内に行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

3 市長は、後見人等報酬の助成の対象者が第1項の申請をしていたかどうかにかかわらず、当該対象者が後見人等報酬の助成の決定前に死亡していた場合において

て、当該対象者が生存していたならば前条第1項各号のいずれかに該当したであろうと認めるときは、当該対象者の相続財産から成年後見人等が後見人等報酬の支払を受けることができないときに限り、当該成年後見人等に対して後見人等報酬の助成をすることができる。

4 前項の後見人等報酬の助成について、申請その他の手続は後見人等報酬の助成の例により成年後見人等が行うものとする。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、助成の可否を決定し、大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知（様式第2号）により通知するものとする。

(対象者の範囲の特例)

第8条 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象施設、生活保護法（昭和25年号外法律第144号）第38条第2項の救護施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項の特定施設その他これに準ずるとして市長が別に定める施設（以下「対象施設等」と総称する。）に入所又は入居している者であって当該対象施設等への入所又は入居前に本市に居住していたものは、第3条第1項及び第5条第1項の規定による本市に住所を有する者とみなす。

2 第3条第1項及び第5条第1項の規定にかかわらず、市内の対象施設等に入所又は入居している者であって、当該対象施設等への入所又は入居前に市外に居住していたものは、市長による審判請求、審判請求費用の助成及び後見人等報酬の助成の対象者としないものとする。

(費用等の返還)

第9条 市長は、詐欺その他不正の手段により審判請求費用の助成又は後見人等報酬の助成を受けた者があるときは、その者に対し、当該費用等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(譲渡及び担保の禁止)

第10条 後見人等報酬の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行し、この告示の施行の日以後になされた市長による審判請求及び審判請求費用の助成並びに同日以後に申請がなされた後見人等報酬の助成について適用する。
- 2 第5条第4項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後に助成の申請がなされた後見人等報酬の額について、報酬付与対象期間に令和3年4月1日が含まれるときは、同項中「月額20,000円」とあるのは「月額30,000円」とする。

様式第1号（第6条関係）

年　月　日

大和高田市長 宛

大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業助成金（後見人等報酬）支給申請書

助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。なお、受給資格認定に当たり、大和高田市の担当職員が住民税の課税台帳の閲覧を行うことに同意します。

申請者 （被後見人等）	フリガナ			後見等類型
	氏名	印		後見・保佐・補助
	住所	〒		電話番号 ( )
代理人 （後見人等）	フリガナ			職種
	氏名	印		
	住所	〒		電話番号 ( )
申請資格 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者 <input type="checkbox"/> 市町村民税非課税者等（第5条第3号関係）			
申請額	円	報酬付与 対象期間	年　月　日　から 年　月　日　まで	
振込 金融 機関	金融機関名		支店名	
	銀行・金庫・農協・組合		本店・支店・支所・出張所	
	種別	口座番号		口座名義人
	普通 当座			

## 1 提出必須書類

- 報酬付与審判書謄本の写し
- 報酬付与申立書及び添付書類一式の写し
- 審判確定が分かる書類（登記事項証明書、裁判所が発行する審判確定証明書等）
- 保佐、補助の場合は代理権が分かるもの（登記事項証明書等）
- 預金通帳の写し（報酬付与対象期間）
- 後見等活動報告書等の活動の内容が分かるもの
- その他大和高田市が報酬助成の審査に必要と認めるもの

## 2 生活保護受給者

- 生活保護受給証明書

## 3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者

- 本人確認証の写し

## 4 資産等の基準を満たす者

- 資産等申告書（別紙1）及び添付書類（有価証券等の写し）

## 5 対象施設等に入所しており、大和高田市民でない者

- 市町村民税非課税証明
- 住民票の写し
- 介護保険被保険者証

## 6 本人が死亡した場合

- 債務申告書（被後見人等死亡時）（別紙2）

## 7 注意事項

- ・ 各種公的書類は3か月以内に取得したものとします。
- ・ 被後見人等とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人のことをいいます。
- ・ 後見人等とは、成年後見人、保佐人、補助人のことをいいます。
- ・ 後見人等が本人の配偶者、直系親族又は兄弟姉妹の場合は、支給を受けられません。

年 月 日

大和高田市長 宛

## 資産等申告書

本人（被後見人等）：\_\_\_\_\_の世帯員にかかる資産について、次のとおり申告します。

フリガナ				
世帯員氏名 (続柄)	( )	( )	( )	( )
現金	円	円	円	円
預貯金	円	円	円	円
有価証券 (株・債券等)	円	円	円	円
その他	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
合計	円	円	円	円
居住用以外の土地・家屋・ 貴金属等の所有物の有無	無	・	有	( )

※有価証券等は評価額の分かるものを添付して下さい。

年 月 日

大和高田市長 宛

## 債務申告書（被後見人等死亡時）

死亡した本人（被後見人等）：\_\_\_\_\_の残債務について、次のとおり申告します。

支払項目 (公共料金・医療費等)	債務額	返済予定額
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
合計	円	円
残った預貯金から債務を 返済した残額	残預貯金 円	返済予定額合計 円 = 円

※ 死亡時点での債務額を記載して下さい。

※ 全ての債務に対して請求書等を添付して下さい。

様式第2号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

大和高田市長

印

大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業助成金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった成年後見制度利用支援事業助成金

（後見人等報酬）について、次のとおり決定したので通知します。

申請者氏名 (被後見人等)	
代理人氏名 (後見人等)	
決定内容	全部支給 · 一部支給 · 不支給
支給金額	円
不支給・減額 の理由	
備考	